

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。  
人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

平成 19 年（ネ）第 1 8 5 号 損害賠償等控訴事件

（原審：東京地方裁判所平成 18 年（ワ）第 7583 号 損害賠償等請求事件）

### 甲号証証拠説明書（3）

平成 19 年 4 月 10 日

東京高等裁判所民事 1 9 部 御中

控 訴 人 戸 崎 貴 裕 印

番号	提出		立証趣旨等		
	期日	標目	作成者 (記録者)	作成または 記録年月日 (全て平成)	立証趣旨
甲 34	第 1 回	「集団ストーカー」といった複数人による嫌がらせ行為について、インターネット上の情報の具体例	各ホームページ管理者等	19 年 4 月 7 日及び 8 日	甲 33 号証の立証趣旨に準じ、具体的内容の記載された頁を示す。例えば、「集団ストーカー」といった行為の目的が、「自殺させる。」「精神病に仕立て上げる。」等と書かれており（2 頁）、控訴人はこのような情報を、公表されている事実として乙 A3 に記載していた。 尚、7 頁目は復讐等代行業者の頁を参考として示す。

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。  
人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

甲 35	第 1 回	本件ら致当時，控訴人の着用していた，血痕が飛び散り付着した衣服の写真	控訴人（撮影者）	17 年 6 月 24 日（撮影日）	本件拉致時の控訴人の着衣を示すとともに，着衣に飛び散った血痕を示し，本件拉致の様態が，被控訴人 A 及び B が主張するような，「両脇を抱えるように」などという穏便な様態ではなく，ら致時の映像証拠（甲 3 及び 4）とあわせ，控訴人が主張するように，「控訴人に出血を伴う負傷を負わせつつ階段を引き摺り下ろし」との主張に優位性のあることを立証する。このように血が飛び散るのであるから，また，控訴人が冷静に対応していたにもかかわらず有無を言わせず拉致に及んだ事実は明らかであるから（甲 3 及び 4），本件ら致の様態が，傷害行為に相当するほどの，一方的な有形力の行使であったことは明らかである。
------	----------	------------------------------------	----------	-----------------------	---

以 上